

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 修正前 | 修正後（赤字部分） |
|-------|-----|--|---|--|
| 入札説明書 | p8 | 4.2. 参加資格要件 4.2.2. 設計企業の参加資格要件 | 設計企業は、以下に示す要件を満たすこと。なお、下記力については、本事業に係る耐震改修計画の作成及び、耐震改修計画に係る第三者機関の判定取得を協力企業に委託する場合、当該協力企業が満たすことも可とする。また、その場合は、提出様式にて当該協力会社名を明記すること。 | 設計企業は、以下に示す要件を満たすこと。なお、下記力については、本事業に係る耐震改修計画の作成及び、耐震改修計画に係る第三者機関の評価書等の取得を協力企業に委託する場合、当該協力企業が満たすことも可とする。また、その場合は、提出様式にて当該協力会社名を明記すること。 |
| | p9 | 4.2. 参加資格要件 4.2.2. 設計企業の参加資格要件 | 力 平成19年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会に耐震改修計画を作成し評価書を取得した実績を有すること。 | 力 平成19年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録のある耐震判定委員会から、耐震改修計画に係る評価書等を取得した実績を有すること。 |
| 要求水準書 | p16 | 3.5. 改修計画の作成及び第三者機関の判定再取得 | 3.5. 改修計画の作成及び第三者機関の判定再取得 | 3.5. 改修計画の作成及び第三者機関の評価書等の再取得 |
| | p16 | 3.5. 改修計画の作成及び第三者機関の評価書等の再取得 (1) 本市の保有する耐震診断・改修計画 | 本市の保有する耐震診断及び改修計画は、【別添資料11 耐震診断報告書】のとおり、評定書を取得済である。ただし、本市の保有する改修計画は、改修内容が評定書の取得時点から変更となっていることに留意し、提案内容に応じ必要な場合は、再度評定を取得すること。 | 本市の保有する耐震診断及び改修計画は、【別添資料11 耐震診断報告書】のとおり、評価書を取得済である。ただし、本市の保有する改修計画は、改修内容が評価書の取得時点から変更となっていることに留意し、提案内容に応じ必要な場合は、再度評価書等を取得すること。 |
| | p16 | 3.5. 改修計画の作成及び第三者機関の評価書等の再取得 (3) 評定書の再取得 | (3) 評定書の再取得 ア 事業者は評定書の再取得を行う場合、本事業で作成した改修計画のうち、耐震改修に係る内容については、次に該当する法人（判定委員会等）から、耐震改修促進法第17条第3項第1号の規定による国土交通大臣が定める基準に適合している旨の評定書の交付を受けること。 イ 耐震改修設計等の業務について、相当の知識と経験を有し、内部組織に専門知識を有する複数の学識経験者等で構成される委員会等を設置しているものであること。 | (3) 評価書等の再取得 事業者は評価書等の再取得を行う場合、本事業で作成した改修計画のうち、耐震改修に係る内容については、第三者機関（「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録のある耐震判定委員会等、耐震改修について、相当の知識と経験を有し、内部組織に専門知識を有する複数の学識経験者等で構成される委員会等を設置しているもの）から、耐震改修促進法第17条第3項第1号の規定による国土交通大臣が定める基準に適合している旨の評価書等の交付を受けること。 |
| | p17 | 3.5. 改修計画の作成及び第三者機関の評価書等の再取得 (4) その他 | 評定書の取得に係る申請手続きは事業者が行い、費用についてはすべて事業者の負担とする。また、申請者名は札幌市長とし、あらかじめ本市の承諾を得ること。 なお、本市は、事業者が行う申請に際し、必要に応じて、本市の意向書を添付することや、申請に立ち会うことがある。 | 評価書等の取得に係る申請手続きは事業者が行い、費用についてはすべて事業者の負担とする。また、申請者名は札幌市長とし、あらかじめ本市の承諾を得ること。 なお、本市は、事業者が行う申請に際し、必要に応じて、本市の意向書を添付することや、申請に立ち会うことがある。 |
| | p26 | 7.1 耐震改修工事 (1) 一般事項 | 評定書に基づき施工を行うこととし、既存の状況が図面と異なる場合は評定機関と協議した上で施工に着手すること。 | 評価書等に基づき施工を行うこととし、既存の状況が図面と異なる場合は第三者機関と協議した上で施工に着手すること。 |
| | p31 | 9.1. 共用部・内部改修工事 (1) 一般事項 イ 市営住宅 | ・共用廊下に手すりを新設すること。 | ・共用廊下に手すりを新設を検討すること。 |
| | p31 | 9.1. 共用部・内部改修工事 (2) 改修後の間取りと主な仕様 | ウ 浴室（ユニットバス1216）、洗面台を新設すること。 | ウ 浴室（ユニットバス1216、ただし単身者用住戸は1014を可とする。）、洗面台を新設すること。 |
| | p31 | 9.1. 共用部・内部改修工事 (2) 改修後の間取りと主な仕様 | エ 特定寝室（内寸9m以上）を1室以上確保すること。 | エ 住戸内に、寝室となる室（内寸9mを目安）を1室以上確保すること。 (1Rタイプ居室を除く) |
| | p44 | 10.2. 機械設備改修工事 (3) 暖房設備 | 都市ガスによるガスファンヒーター（暖房器具は入居者の持ち込み）及び灯油によるFF式ファンヒーター方式（暖房器具や灯油タンクは入居者持ち込み）が利用できるようガス栓等を計画すること。 | 都市ガスによるガスファンヒーター（暖房器具は入居者の持ち込み）又は灯油によるFF式ファンヒーター方式（暖房器具や灯油タンクは入居者持ち込み）が利用できるようガス栓等を計画すること。 |
| 要求水準書 | p2 | 配置図 | 鉄骨階段部分：工事対象外 | 鉄骨階段部分：工事対象 |
| 別添資料5 | p2 | 配置図 | 2階屋上防水工事のみ対象範囲 | 2階屋上は工事対象外 |

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 修正前 | 修正後（赤字部分） |
|-----|-------|------------|--|--|
| 様式集 | 様式2-4 | 設計企業に関する書類 | ■耐震改修計画に係る第三者機関の 判定 取得を行う者 | ■耐震改修計画に係る第三者機関の 評価書等 の取得を行う者 |
| | 様式2-4 | 添付書類 | ⑤耐震改修計画に係る第三者機関の判定取得を行う者の技術者の設計実績の根拠書類（「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定評定委員会に耐震改修計画を作成し 評価書 を取得した実績を有すること） | ⑤耐震改修計画に係る第三者機関の判定取得を行う者の技術者の設計実績の根拠書類（「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録のある 耐震判定委員会 から、 耐震改修計画に係る評価書等 を取得した実績を有することを示す書類（評価書及び申請書の写し等）） |
| | 様式2-6 | 添付書類 | ※記載なし | 【添付書類】本様式の添付資料として、以下の書類を添付すること。 ①1棟の延べ面積(増改築の場合は、その工事部分の床面積)が5,000m ² 以上のRC造又はSRC造の建物の新築又は増改築に係る建築工事について元請としての施工実績の根拠書類(当該実績の契約書及びコリンズの写し)。 ※JVの場合は、代表企業が1棟の延べ面積(増改築の場合は、その工事部分の床面積)が5,000m ² 以上、構成企業が1棟の延べ面積(増改築の場合は、その工事部分の床面積)が2,500m ² 以上のRC造又はSRC造の建物の新築又は増改築に係る建築工事について元請としての施工実績の根拠書類(当該実績の契約書及びコリンズの写し) ②建設企業と専任する監理技術者等の雇用関係を証明するもの ③監理技術者等の資格証等（写し） ④履歴事項全部証明書 |
| | 様式2-7 | 添付書類 | ※記載なし | * 経営事項審査結果通知書の写し（本事業の入札参加資格申請の日前で有効かつ最新のものとする。）を添付してください。 |